

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 26 日現在

機関番号：34517

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22720072

研究課題名(和文) フランス音楽政策の全体像 「現在の音楽」分野にみる対立と統合の構造

研究課題名(英文) The policy of French modern music

研究代表者

永島 茜(NAGASHIMA, Akane)

武庫川女子大学・音楽学部・講師

研究者番号：00509169

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円、(間接経費) 510,000円

研究成果の概要(和文)：フランスの音楽政策は、体系的な理論に立脚している西洋芸術音楽のみならず、「現在の音楽(musiques actuelles)」という分野に対する関与を重要視している。このことは、音楽の支援という目的の他に、若者や移民などに対して社会参加を促すことや就労支援など音楽支援以外の意味も有すると指摘されている。本研究では、「現在の音楽」に対する政策を対象として、それらに対する論考や実際に「現在の音楽」に関わる諸機関や組織を調査することで、フランス音楽政策の全体像を把握することに努めた。文献資料の検討に加え、フランスにおける現地調査では様々な実施例を見ることができ政策を具体的に理解することができた。

研究成果の概要(英文)：The French government of music has attached great importance to the modern music and give a series of music policy which play very important role in supporting music, working, encouraging the young people and immigration joining the social community and many other things in many of the fields on the French social. The primary purpose of this study is to give us a complete understanding the French policy of modern music (jazz, pop, rock, hip-hop). Most data were selected from the literature review. Some of these data were provided by the French government agencies and organizations.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：芸術学・芸術学・芸術史・芸術一般

キーワード：フランスの音楽政策 musiques actuelles フランスの文化政策 文化政策 音楽政策 芸術支援 音楽支援 現在の音楽

1. 研究開始当初の背景

公的機関が文化に積極的に関わっている国の例として、フランスは挙げられており、我が国でもフランスの文化政策について紹介される機会も多くなっている。

本研究では、特に音楽分野に焦点を当てて音楽政策として研究を進める。研究開始当初の時点で申請者は、フランスの音楽政策について、「文化に対する公的関与」という観点に立ち、政策理念及び実践の面から実態把握に取り組んできた。

そのなかで音楽政策には、主に体系的な理論に基づく西洋芸術音楽と「現在の音楽 (musiques actuelles)」という二つの領域を対象としていることが明らかとなった。

「現在の音楽」というのは、ジャズ、ラップ、レゲエ、ヒップホップ、伝統音楽等の音楽ジャンルの総体を示しており、1980年代前半から政策対象となっている。これらの政策は、音楽自体の支援に加え、若者や移民などの社会参加や就労支援と結びついていることが窺われ、本研究ではとくに「現代の音楽」に対する政策を検討することで、フランス音楽政策の全体像を明らかにする必要があると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、フランスの音楽政策について、「現在の音楽 (ジャズ、ラップ、レゲエ等)」に対する施策に着目することで、その性格を明らかにすることが目的である。

「現在の音楽」に対する政策は、政府に批判的な歌詞の検閲に見るように、本質的に対立する面と、それを音楽産業の育成や社会統合の手段として吸収する二面性を含む。本研究では、「現在の音楽」政策の実態を調査することで、フランス音楽政策の全体像を明らかにしたい。これにより、我が国の音楽政策の在り方について示唆を得ることができると思われる。

3. 研究の方法

本研究は、文献並びに現地調査により行う。全研究期間を通じて、主に我が国で行う文献資料の分析、フランス現地調査、調査結果の分析というサイクルで研究を進める。

文献調査は、これまでに収集している研究成果や資料に加え、新たに最新の資料を取り寄せるが、特別に分析期間を定めるのではなく、日常的に分析を進める。対して現地調査は、フランスの学校暦に合わせて実施する必要がある。但し、職務 (大学授業) を考慮すると、現地調査を行える時期は限定されるため、フランスの学校暦及び勤務先の学事暦を念頭に置いて研究を進める。

4. 研究成果

本研究により、フランスは「現在の音楽」に対する音楽政策について総合的に調査し、国の音楽政策の一つの在り方を学会等で提

示し探ることができた。

ここで、「現在の音楽」について少し詳しく述べると、西洋の体系的な音楽理論に立脚する教養音楽 (musique savante) 以外の音楽をまとめて「現在の音楽」と呼称することは、最近のフランスにおいてはほぼ定着をしている。1980年代に新しい音楽政策の対象として例示されたのは、ジャズやロック、また歌謡曲といった個別の音楽ジャンルであり、「現在の音楽」という呼称自体は、1970年代末に、練習スタジオを借りる時などに、ポップ音楽や、ロック文化という語を使用すると好印象ではなかったため、いわば便宜的に使われた用語であったと言われる。1982年に新しい音楽政策の方針が示されたことから、音楽政策への対応や論考において、新しい政策対象となった教養音楽以外の音楽をまとめて、「アンプ音楽 (musiques amplifiées)」や「即興音楽 (musique improvisée)」と呼称される場合が多く見られるようになった。1995年に、フランス南部の都市アジャンで「現在の音楽」を専門とするアソシオン *le Florida* によって開催された国民会議では、多くの地方自治体関係者などが出席しただけではなく、議論にも参加したが「公共政策とアンプ音楽 (politiques publiques et musiques amplifiées)」と名付けられており、未だ「現在の音楽」とはなっていない。それが、1998年に設置された文化省の専門委員会では、『「現在の音楽」検討委員会』となっており、この頃より徐々に「現在の音楽」という呼称が使えられるようになったものと考えられる。なお、教養音楽は単数形で表わされるのに対し、「アンプ音楽」や「現在の音楽」という場合は、複数形で表わされる。これは多数のジャンルを総合している内容を反映した表現である。

我が国ではフランスの音楽政策というと、文化省が管轄するコンセルヴァトワール (音楽舞踊専門学校) やパリ・オペラ座の豊富な予算等が注目されがちであるが、実は元来、先に示した「現在の音楽」、即ち他国から渡ってきたようなジャズやレゲエ、ラップなどの音楽についても公的機関が積極的に関与を進め、そこには音楽の支援という目的だけではなく、移民の社会統合や若者の就労などといった社会的な問題の解決をも志向していることが明らかとなった。

文献からは、各研究年度において、「現在の音楽」が政策対象となり実行されるまでの変遷を把握することができた。1981年の政権交代より、時系列に沿って主要な施策とその内容を以下に示す。

(1) 夏至の「音楽の祭り (fête de la musique)」(1982年): 毎年6月21日に開催される「音楽の祭り」については、我が国でも知られているが、音楽・舞踊部長フルーレは、家庭に眠っている楽器を活用できないかということから企画を思いつき、アーティストではない一般市民を主役として、参加型の

イベントとしたことで、アマチュア音楽活動、或いは専門教育機関で正規の教育課程が設置されていないような楽器や音楽ジャンルも音楽政策の対象であるというメッセージが体験的に印象付けられたものと考えられる。

(2) 著作隣接権法と権利使用料の再配分システムの整備(1985年): 音楽政策には位置づけられていないが、1985年に85年法と呼ばれる著作隣接権に関する法整備と著作物の種類ごとに存在する管理組合による権利使用料の徴収分配システムを構築した。現在では知的財産権法典にまとめられたが、徴収された権利使用料を新しい音楽の創造などに充てられるようになったため、「現在の音楽」領域では、興業的に成功した音楽からの権利使用料を、新しい音楽の創造へ使用することができるようになった。

(3) 社会現象としてのロック音楽とロック計画(1989年): 1980年代中頃より流行したロック音楽は、社会現象とまで言われた。文化省はこれに注目し、「若者の音楽」を通じて若者の関心を得るために地域を拠点に活動する音楽団体を全国的なネットワーク化する「ロック網(réseaux rocks)」が構築され、それが「ロック及びヴァリエティ音楽情報センター(centre d'information du rock et des variétés)」となって今日まで活動を継続している。

(4) 政府による「現在の音楽」に対する関心の低下と国民的会合「公共政策とアンプ音楽」の開催(1995年): 1995年になると、フランス南部のアジャンで国民会議「公共政策とアンプ音楽」が開催された。ここには、多くの地方自治体関係者などが出席しただけでなく、議論にも参加し、ジャズやロックといった個別のジャンルで語るのではなく、アンプを使った音楽という括りで議論する土台が築かれた。閉会時に文化大臣は「国及び地方自治体は、アンプ音楽に対して、その他の文化領域と同じように扱わなければならない」と表明した。こうして、アンプ音楽(「現在の音楽」)として機能するために持続的な公的支援が必要であることが認められた。

(5) 関係団体連盟の創設(1980年代後半から1990年代前半): この時期に、活動別に関係団体連盟がいくつも創設された。

(6) SMAC(地域『現在の音楽』拠点)の整備(1988年): 主に地域において活動するホールやスタジオに対し、「現在の音楽拠点」として認定し、財政的な支援や内容面での助言を行っている。各拠点では、個別にプロモーション活動を働きかけてくる団体等を選別し、コンサート開催やCDデビューなどの支援をしている。

(7) 「現在の音楽」に関する文化省専門委員会として、a.1998年には、「現在の音楽」検討委員会(Commission nationale des musiques actuelles, CNMA)が設置された。

その後、b.2004年「現在の音楽」発展のための国民協議会(Concertation nationale pour le développement des musiques actuelles, CNDMA)へと引き継がれ、c.2006年「現在の音楽」高等評議会(Conseil supérieur des musiques actuelles, CSMA)の設置に至ったが、2011年9月に解散され、現在ではd.2013年「実演芸術の専門性に関する評議会 Conseil national des professions du spectacle」において議論が一部引き継がれている。

また、「現在の音楽」領域に対する音楽政策の副産物として若者の雇用に対して、当該分野が大きな貢献をしていることが明らかとなった。例えば、政府の若者の雇用対策として実施している「若者の雇用-新サービス」の施策で、「現在の音楽」関係団体連盟6連盟と社会・労働・連帯問題担当省が2003年に調査結果をまとめた。これによると、当該領域において若者の雇用が大きな割合を占めていることが明らかとなった。関係団体連盟全体では908人の雇用があるが、そのうち373人が27歳以下の無期雇用契約で3年以上雇用されている若者で42%を占めている。彼らの平均的な教育レベルは、バカロレア取得後2年-3年の高等教育に相当するレベルである。こうした結果は、「現在の音楽」が政策対象として正当性を獲得していく過程では、あまり予測されていなかったと指摘されている。

この調査結果は、音楽政策の在り方として、音楽を支援することは、若者の雇用等の副次的なメリットも得られることを示すことができた。

現地調査は、2010年及び2014年の2回実施した。2010年には、パリ18区で開催されているMama(現在の音楽コンサート及び会議)に参会することができ、現在の音楽領域における議論を直接見ることができた。その他、SMACと呼ばれる地域のコンサート会場を「現在の音楽」の拠点に指定し、コンサート開催やプロモーション支援を行う事業についても、いくつかの拠点を視察できた。2014年の現地調査では、IRMA(「現在の音楽」に関する情報・資料提供センター)及びCNV(歌謡曲、ポピュラー音楽、ジャズ国立センター)等でヒアリングを行い、「現在の音楽」に関する政策の現状や感想を尋ねることができた。また、「現在の音楽」に関する様々な機関を訪問し、インターネットを含む文献から得られた情報を具体的に理解したり、文献からでは得られなかった知見を得ることができた。今後の展望としては、これまで明らかとなった「現在の音楽」に対する諸施策や関係機関、関係会議、イベント等を再整理し、其々の議論や特色を更に調査し、歌詞などから音楽の内容についても検討し研究を深めていきたい。

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

(査読中)永島茜「フランスの「現在の音楽(musiques actuelles)」にみる音楽政策の在り方」『音楽芸術マネジメント』第6号、2014年(音楽芸術マネジメント学会)

永島茜「フランスにおける「現在の音楽(musiques actuelles)」政策 -音楽政策の新たな側面-」『武庫川女子大学紀要 人文・社会科学編』59号 2011年, pp.125-134.

〔学会発表〕(計 3件)

永島茜「フランスにおける『現在の音楽』政策の位置づけ」日本音楽芸術マネジメント学会、於・昭和音楽大学、2013年12月21日

永島茜「パリ市における生涯学習としての音楽分野に対する取り組み」日本生涯教育学会、於・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、2011年11月27日

永島茜「フランスにおける「現在の音楽」政策の開始から現在まで」日本音楽芸術マネジメント学会、於・昭和音楽大学、2011年11月20日

〔図書〕(計 1件)

永島茜「文化行政施策の動向」浅井経子編著『生涯学習概論 - 生涯学習社会への道 -』理想社、2010年、pp.226-233.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

永島 茜 (NAGASHIMA, Akane)
武庫川女子大学・音楽学部・講師
研究者番号：00509169

(2)研究分担者

(3)連携研究者